

修正（案）

むかわ町地域防災計画
(地震・津波防災対策編)
新旧対照表

令和7年（2025年）6月

むかわ町防災会議

むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
1	第1章 総 則 第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、むかわ町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	第1章 総 則 第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、むかわ町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民をはじめ観光客や外国人等、北海道に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	道地域防災計画との整合（保護対象者に滞在者も含むことを明示）
2	第3節 計画推進にあたっての基本となる事項 (略) 1～4 (略) 5 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u>、災害対策に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>6</u> (略)	第3節 計画推進にあたっての基本となる事項 (略) 1～4 (略) 5 <u>災害対策に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 <u>6 東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本道の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。</u> <u>7 効果的・効率的な防災対策を行うため、むかわ町DX推進計画に基づく災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、データ収集・共有の体制等の整備に留意する。</u> 8 (略)	道地域防災計画との整合（コロナ5類移行に伴う修正、過去の大規模災害の教訓、新技術活用の観点導入）
3	第4節 計画の基本方針 (略) 第1～第2 (略) 6 第3 町民及び民間事業者の基本的責務 (略) 1 町民の責務 (略) (1) 平常時の備え ①～⑨ (略) <u>(新設)</u> (2) 災害時の対策 ①～⑨ (略) <u>(新設)</u> (3) (略) 2 (略) 8 3 町民運動の展開 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開される	第4節 計画の基本方針 (略) 第1～第2 (略) 第3 町民及び民間事業者の基本的責務 (略) 1 町民の責務 (略) (1) 平常時の備え ①～⑨ (略) <u>⑩ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上</u> (2) 災害時の対策 ①～⑨ (略) <u>⑦ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止</u> (3) (略) 2 (略) 3 町民運動の展開 災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開される	道地域防災計画との整合（リテラシー向上、偽情報拡散防止を追記）

むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考																																																																																																																																																																																																																		
8	よう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月刊、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、 <u>火山防災の日</u> 、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。	よう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月刊、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、 <u>火山防災の日</u> 、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。	道地域防災計画との整合（火山防災の日制定に伴う追記）																																																																																																																																																																																																																		
13	第7節 北海道における地震の想定 第1 基本的な考え方 (略) 1～2 (略) 表1 (略) 図1 (略) 表2 (略) 【活断層】 <table><tr><th rowspan="2">主要断層耐名</th><th rowspan="2">地震規模 (マグニチュード)</th><th colspan="3">地震発生率</th><th rowspan="2">平均活動間隔</th><th rowspan="2">最新活動時期</th></tr><tr><th>30年以内</th><th>50年以内</th><th>100年以内</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (注) 算定基準日：令和5年(2023年)1月1日 【海溝型地震】 <table><tr><th rowspan="2">領域又は地震名</th><th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th><th colspan="3">地震発生率</th><th rowspan="2">平均活動間隔</th><th rowspan="2">最新活動時期</th></tr><tr><th>10年以内</th><th>30年以内</th><th>50年以内</th></tr><tr><td>千島海溝沿い</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>十勝沖</td><td>8.0～8.6程度</td><td>0.4%</td><td>10%程度</td><td>40%程度</td><td>80.3年</td><td>19.3年前</td></tr><tr><td>根室沖</td><td>7.8～8.5程度</td><td>30%程度</td><td>80%程度</td><td>90%程度以上</td><td>65.1年</td><td>49.5年前</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本海太平洋溝沿い</td><td>超巨大地震（東北地方太平洋沖型）</td><td>9.0程度</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>550～600年程度</td><td>11.8年前</td></tr><tr><td>青森県東方沖及び岩手県沖北部</td><td>7.9程度</td><td>0.01%～5%</td><td>10%～30%</td><td>70%～80%</td><td>97.0年前</td><td>54.6年前</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本海溝東縁部</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>北海道西方沖の地震</td><td>7.5前後</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>1400～3900年程度</td><td>82.4年前</td></tr><tr><td>北海道南西沖の地震</td><td>7.8前後</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>500～1400年程度</td><td>29.5年前</td></tr><tr><td>青森県西方沖の地震</td><td>7.7前後</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>500～1400年程度</td><td>39.6年前</td></tr></table> (注) 算定基準日：令和5年(2023年)1月1日	主要断層耐名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	10年以内	30年以内	50年以内	千島海溝沿い	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	十勝沖	8.0～8.6程度	0.4%	10%程度	40%程度	80.3年	19.3年前	根室沖	7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	49.5年前	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	日本海太平洋溝沿い	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年程度	11.8年前	青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	0.01%～5%	10%～30%	70%～80%	97.0年前	54.6年前	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	日本海溝東縁部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	北海道西方沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～3900年程度	82.4年前	北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	29.5年前	青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	39.6年前	第7節 北海道における地震の想定 第1 基本的な考え方 (略) 1～2 (略) 表1 (略) 図1 (略) 表2 (略) 【活断層】 <table><tr><th rowspan="2">主要断層耐名</th><th rowspan="2">地震規模 (マグニチュード)</th><th colspan="3">地震発生率</th><th rowspan="2">平均活動間隔</th><th rowspan="2">最新活動時期</th></tr><tr><th>30年以内</th><th>50年以内</th><th>100年以内</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> (注) 算定基準日：令和6年(2024年)1月1日 【海溝型地震】 <table><tr><th rowspan="2">領域又は地震名</th><th rowspan="2">地震規模(マグニチュード)</th><th colspan="3">地震発生率</th><th rowspan="2">平均活動間隔</th><th rowspan="2">最新活動時期</th></tr><tr><th>10年以内</th><th>30年以内</th><th>50年以内</th></tr><tr><td>千島海溝沿い</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>十勝沖</td><td>8.0～8.6程度</td><td>0.6%</td><td>10%程度</td><td>40%程度</td><td>80.3年</td><td>20.3年前</td></tr><tr><td>根室沖</td><td>7.8～8.5程度</td><td>30%程度</td><td>80%程度</td><td>90%程度以上</td><td>65.1年</td><td>50.5年前</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本海太平洋溝沿い</td><td>超巨大地震（東北地方太平洋沖型）</td><td>9.0程度</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>550～600年程度</td><td>12.8年前</td></tr><tr><td>青森県東方沖及び岩手県沖北部</td><td>7.9程度</td><td>0.02%～5%</td><td>10%～30%</td><td>70%～80%</td><td>97.0年前</td><td>55.6年前</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>日本海溝東縁部</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>北海道西方沖の地震</td><td>7.5前後</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>1400～3900年程度</td><td>83.4年前</td></tr><tr><td>北海道南西沖の地震</td><td>7.8前後</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>500～1400年程度</td><td>30.5年前</td></tr><tr><td>青森県西方沖の地震</td><td>7.7前後</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>ほぼ0%</td><td>500～1400年程度</td><td>40.6年前</td></tr></table> (注) 算定基準日：令和6年(2024年)1月1日	主要断層耐名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	30年以内	50年以内	100年以内	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期	10年以内	30年以内	50年以内	千島海溝沿い	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	十勝沖	8.0～8.6程度	0.6%	10%程度	40%程度	80.3年	20.3年前	根室沖	7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	50.5年前	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	日本海太平洋溝沿い	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年程度	12.8年前	青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	0.02%～5%	10%～30%	70%～80%	97.0年前	55.6年前	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	日本海溝東縁部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	北海道西方沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～3900年程度	83.4年前	北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	30.5年前	青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	40.6年前	道地域防災計画との整合（長期表化算定基準日、時点の更新）
主要断層耐名	地震規模 (マグニチュード)			地震発生率					平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																																											
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																															
領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																																															
		10年以内	30年以内	50年以内																																																																																																																																																																																																																	
千島海溝沿い	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																															
十勝沖	8.0～8.6程度	0.4%	10%程度	40%程度	80.3年	19.3年前																																																																																																																																																																																																															
根室沖	7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	49.5年前																																																																																																																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																															
日本海太平洋溝沿い	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年程度	11.8年前																																																																																																																																																																																																														
青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	0.01%～5%	10%～30%	70%～80%	97.0年前	54.6年前																																																																																																																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																															
日本海溝東縁部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																															
北海道西方沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～3900年程度	82.4年前																																																																																																																																																																																																															
北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	29.5年前																																																																																																																																																																																																															
青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	39.6年前																																																																																																																																																																																																															
主要断層耐名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																																															
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																																																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																															
領域又は地震名	地震規模(マグニチュード)	地震発生率			平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																																																																																																															
		10年以内	30年以内	50年以内																																																																																																																																																																																																																	
千島海溝沿い	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																															
十勝沖	8.0～8.6程度	0.6%	10%程度	40%程度	80.3年	20.3年前																																																																																																																																																																																																															
根室沖	7.8～8.5程度	30%程度	80%程度	90%程度以上	65.1年	50.5年前																																																																																																																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																															
日本海太平洋溝沿い	超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	9.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年程度	12.8年前																																																																																																																																																																																																														
青森県東方沖及び岩手県沖北部	7.9程度	0.02%～5%	10%～30%	70%～80%	97.0年前	55.6年前																																																																																																																																																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																															
日本海溝東縁部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																															
北海道西方沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～3900年程度	83.4年前																																																																																																																																																																																																															
北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	30.5年前																																																																																																																																																																																																															
青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	40.6年前																																																																																																																																																																																																															
19																																																																																																																																																																																																																					
20																																																																																																																																																																																																																					

むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
21	第2 北海道における想定地震津波 1 基本的な考え方 北海道は、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」や「平成15年(2003年)十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。 このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。 2011年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいく。 2～4 (略)	第2 北海道における想定地震津波 1 基本的な考え方 北海道は、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」や「平成15年(2003年)十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。 <u>また、流水接岸時期に津波が発生した場合、沿岸に流水とともに津波が押し寄せることがあり、1952年(昭和27年)3月に発生した十勝沖地震では、浜中村霧多布地区(当時)において、流水とともに押し寄せた津波により家屋が破壊されるなど、甚大な被害が発生した。</u> このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。 2011年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、各海域の想定の見直しに取り組んでいく。 2～4 (略)	道地域防災計画との整合(流水接岸時期の津波被害を追記)
25	第2章 災害予防計画 第1節 (略)	第2章 災害予防計画 第1節 (略)	道地域防災計画との整合(防災基本計画との整合のため修正)
28	第2節 地震に強いまちづくり推進計画 (略) 第1～第10 (略)	第2節 地震に強いまちづくり推進計画 (略) 第1～第10 (略)	
30	第11 津波に強いまちづくり 1～3 (略) <u>(新設)</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)	第11 津波に強いまちづくり 1～3 (略) <u>4 町及び道は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</u> <u>5</u> (略) <u>6</u> (略)	
31	第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。 防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。 防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。</u> また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。	道地域防災計画との整合(男女共同参画の観点(明記))

むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考				
31	第1～第2 (略)	第1～第2 (略)	道地域防災計画との整合(火山防災の日制定に伴う修正				
32	第3 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日____ ____及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。	第3 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、 <u>火山防災の日</u> 及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。					
34	第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 (略) 第1 食料その他の物資の確保 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、____概ね発災から3日目までに必要な数量 <u>(住民持参分を除く)</u> を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> [備蓄品の例] 食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水…ペットボトル水 生活必需品…毛布____、哺乳びん、生理用品、おむつ(小児用・大人用) 衛生用品…マスク、消毒液 燃料…ガソリン、灯油____ その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ____、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋____ 2～3 (略) 第2 (略) 第3 備蓄倉庫等の整備 町は、防災資機材倉庫の整備に努める。____ <table><tr><td>鶴川防災倉庫</td><td>むかわ町大原2丁目2番地1</td></tr><tr><td>穂別防災備蓄倉庫</td><td>むかわ町穂別豊田559番地5</td></tr></table>	鶴川防災倉庫	むかわ町大原2丁目2番地1	穂別防災備蓄倉庫	むかわ町穂別豊田559番地5	第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 (略) 第1 食料その他の物資の確保 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、 <u>次の事項にも留意しながら</u> 概ね発災から3日目までに必要な数量____を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。 <u>(1) 滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。</u> <u>(2) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。</u> <u>(3) 厳冬期の災害時には積雪等により町外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。</u> <u>(4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。</u> [備蓄品の例] 食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク 飲料水…ペットボトル水 生活必需品…毛布、 <u>防寒具</u> 、哺乳びん、生理用品、おむつ(小児用・大人用) 衛生用品…マスク、消毒液 燃料…ガソリン、灯油、 <u>固形燃料、カセットガス</u> その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ <u>(電源不要なもの)</u> 、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、 <u>ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ</u> 2～3 (略) 第2 (略) 第3 備蓄倉庫等の整備 町は、防災資機材倉庫の整備に努める。 <u>防災資機材倉庫及び防災資機材の保管場所は、資料編(本編第4章第3節関係)のとおりである。</u> <u>(表削除)</u>	道地域防災計画との整合(備蓄にあたり留意すべき事項を追記)
鶴川防災倉庫	むかわ町大原2丁目2番地1						
穂別防災備蓄倉庫	むかわ町穂別豊田559番地5						
	第6節 相互応援(受援)体制整備計画 (略) 第1 基本的な考え方	第6節 相互応援(受援)体制整備計画 (略) 第1 基本的な考え方	道地域防災計画との整合				

むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
35	災害予防責任者は、地震・津波災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等を活用に努めるものとする。 また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、<u>さらなる連携の強化を図るものとする</u> 第2 相互応援（受援）体制の整備 1 町 (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう<u>、日頃から道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</u> (2)～(3) (略) 2 (略) 第3 (略)	災害予防責任者は、地震・津波災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等を活用に努めるものとする。 また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、<u>派遣職員が現地において自活できるように必要な資機材や装備品等を携帯させることなど、</u>さらなる連携の強化を図るものとする 第2 相互応援（受援）体制の整備 1 町 (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、</u>日頃から道や他の市町村との災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。 (2)～(3) (略) 2 (略) 第3 (略)	道地域防災計画との整合(防災基本計画との整合のため修正、本州等からの受援の課題について追記)
39	第8節 避難体制整備計画 (略) 第1 避難誘導体制の構築 1～4 (略) 5 保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。 6～7 (略) <u>(新設)</u> <u>8</u> (略) <u>(新設)</u>	第8節 避難体制整備計画 (略) 第1 避難誘導体制の構築 1～4 (略) 5 保健所は、<u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。</u> 6～7 (略) <u>8 町及び道は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。</u> <u>9</u> (略) <u>10 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不</u>	道地域防災計画との整合(コロナ5類移行に伴う修正、観光客の避難等体制構築に係る修正、冬期避難体制構築を明記)

むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
39	<u>（新設）</u> 第2 （略）	<u>良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。</u> <u>11 町は、道と互いに連携し、道が定める広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）についての基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。</u> 第2 （略）	道地域防災計画との整合（冬期避難体制構築を明記、広域避難の具体的な手順等を定める、防災基本計画との整合のため修正、紙以外の媒体も含むよう修正、昼夜間の人口差に留意することを明記）
41	第3 避難所の確保等 1～7 （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	第3 避難所の確保等 1～7 （略） <u>8 町は在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>9 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u>	
42	第4 町における避難計画の策定等 1 （略） 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布 <u>又は回覧</u>に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 3 町の避難計画 町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。 _____ _____ (1) （略）	第4 町における避難計画の策定等 1 （略） 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布・<u>周知等</u>に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 3 町の避難計画 町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。 <u>なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。</u> (1) （略）	

むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
42	(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口	(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、 <u>収容人数及び家庭動物受入可否</u>	道地域防災計画との整合(家庭動物受入れ体制の整備、尊厳が保たれるよう配慮、行政との共助による避難所運営に必要な事項を追記)
43	(3)～(4) (略) (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 ①～⑤ (略) <u>(新設)</u> (6) (略) 4 (略) <u>(新設)</u> 第5～第6 (略)	(3)～(4) (略) (5) 避難場所・避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項 ①～⑤ (略) <u>⑥ 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備</u> (6) (略) 4 (略) <u>5 避難所運営</u> <u>避難所運営において、町は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u> 第5～第6 (略)	
54	第16節 積雪・寒冷地対策計画 (略) 第1～第3 (略) 第4 寒冷対策の推進 1 避難所対策 町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用具等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。	第16節 積雪・寒冷地対策計画 (略) 第1～第3 (略) 第4 寒冷対策の推進 1 避難所対策 町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用具等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、 <u>施設に外部受電盤等を設置するなど</u> 、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。 また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。 <u>町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u>	道地域防災計画との整合(非常用電源確保及び積雪寒冷対策を追記)
55	<u>2～3 (略)</u>	<u>2～3 (略)</u>	
59	第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 (略)	第3章 災害応急対策計画 (略) 第1節 (略)	道地域防災計画との整合(文言修正)
67	第2節 地震、津波情報の伝達計画	第2節 地震、津波情報の伝達計画	

むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
67	(略) 第1 緊急地震速報 1 緊急地震速報の発表等 <u>気象庁は、</u>最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）<u>を</u>発表<u>する</u>。 なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。 注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。 2 (略) 第2 津波警報等の種類及び内容 1 津波警報等の種類 (1) 大津波警報及び津波警報 該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報<u>を</u>、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報<u>を</u>発表<u>する</u>。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 (2) 津波注意報 該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表<u>する</u>。 (3) 津波予報 津波による災害のおそれがないと予想されるとき <u>発表する</u>。 2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 <u>気象庁は、</u>地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表<u>する</u>。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表<u>する</u>。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等<u>を</u>発表<u>する</u>。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表<u>した</u> 場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表<u>する</u>。	(略) 第1 緊急地震速報 1 緊急地震速報の発表等 <u>最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。</u> なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。 注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。 2 (略) 第2 津波警報等の種類及び内容 1 津波警報等の種類 (1) 大津波警報及び津波警報 該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報<u>が</u>、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報<u>が</u>発表<u>される</u>。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 (2) 津波注意報 該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表<u>される</u>。 (3) 津波予報 津波による災害のおそれがないと予想されるとき <u>に発表される</u>。 2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 <u>地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表される。</u> 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表<u>される</u>。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等<u>が</u>発表<u>される</u>。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表<u>された</u> 場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表<u>される</u>。	道地域防災計画との整合（文言修正）

むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考																																																
68	(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 <table><tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害ととるべき行動</th></tr><tr><th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>10m超 (10m<予想高さ)</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>10m (5m<予想高さ≤10m)</td></tr><tr><td>5m (3m<予想高さ≤5m)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td><td>3m (1m<予想高さ≤3m)</td><td>高い</td><td>(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td><td>(表記しない)</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td></tr></table> (2) (略) 3 (略) 第3～第5 (略)	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 <table><tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害ととるべき行動</th></tr><tr><th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td><td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td><td>10m超 (10m<予想高さ)</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>10m (5m<予想高さ≤10m)</td></tr><tr><td>5m (3m<予想高さ≤5m)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td><td>3m (1m<予想高さ≤3m)</td><td>高い</td><td>(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td><td>(表記しない)</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td></tr></table> (2) (略) 3 (略) 第3～第5 (略)	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の 最大波 の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 巨大な津波が襲い 、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の 最大波 の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の 最大波 の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	道地域防災計画との整合(気象庁公表内容との整合のため修正)
津波警報等の種類	発表基準			発表される津波の高さ			想定される被害ととるべき行動																																												
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																																
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																															
		10m (5m<予想高さ≤10m)																																																	
		5m (3m<予想高さ≤5m)																																																	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																															
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																															
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動																																															
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																																
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の 最大波 の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 巨大な津波が襲い 、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																															
		10m (5m<予想高さ≤10m)																																																	
		5m (3m<予想高さ≤5m)																																																	
津波警報	予想される津波の 最大波 の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																															
津波注意報	予想される津波の 最大波 の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																															
83	第3節 災害情報等の収集、伝達計画 (略) 第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 (略) 1～3 (略) 4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。 また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	第3節 災害情報等の収集、伝達計画 (略) 第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 (略) 1～3 (略) 4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。 また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。	道地域防災計画との整合(防災基本計画との整合のため修正、国の自主点検レポートを踏まえた修正)																																																

むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
83	道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。 特に、町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握するものとする。 人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、道は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は、道に連絡を行うものとする。当該情報が得られた際は、道は、関係機関との連携のもと、人的被害の数について、整理・突合・精査を行い、広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。 5 （略） 第2～第6 （略）	道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。 特に、町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握するものとする。 人的被害の数については、道が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、道は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は、道に連絡を行うものとする。当該情報が得られた際は、道は、関係機関との連携のもと、人的被害の数について、整理・突合・精査を行い、広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。 5 （略） 第2～第6 （略）	道地域防災計画との整合
87	第5節 避難対策計画 （略） 第1～第4 （略）	第5節 避難対策計画 （略） 第1～第4 （略）	道地域防災計画との整合（町地域防災計画（地震・津波防災対策編）未記載部を追記、能登半島地震に係る自己点検結果を踏まえた修正）
90	第5 避難行動要支援者の避難行動支援 1～2 （略）	第5 避難行動要支援者の避難行動支援 1～2 （略）	
91	<u>（新設）</u> 第6 （略） 第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は_____、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保_____に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供_____など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 第8 （略）	<u>3 外国人に対する対策</u> <u>町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに務めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。</u> <u>（1）支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実</u> <u>（2）避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びビクトグラム化</u> <u>（3）外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施</u> 第6 （略） 第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、<u>町があらかじめ作成した避難所マニュアルを踏まえ</u>、速やかな指定避難所の供与、指定避難所における安全性や良好な居住性の確保<u>及び福祉的な支援の充実</u>に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、<u>被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握</u>など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 第8 （略）	

むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
91	第9 指定避難所の開設	第9 指定避難所の開設	道地域防災計画との整合(コロナ5
	1～2 (略)	1～2 (略)	類移行に伴う修正、文言
92	3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。	3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 <u>また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u>	修正、防災基本計画との整合のため修正、尊厳が保たれるよう配慮)
	4～5 (略)	4～5 (略)	
	6 町は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。	6 町は、 <u>感染症対策について</u> 、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。	
	7～8 (略)	7～8 (略)	
	第10 指定避難所 <u>の</u> 運営管理等	第10 指定避難所 <u>等</u> の運営管理等	
	1 (略)	1 (略)	
	2 町は、 <u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。</u>	2 町は、 <u>指定避難所の運営管理際しては</u>	
	<u>なお、</u> 実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。	<u>、</u> 実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。	
	3 (略)	3 (略)	
	4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。	4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 <u>その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。</u>	
	5 町は <u>、</u> 指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保 <u>のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行う</u>	5 町は、 <u>被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため</u> 、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保 <u>及び福祉的な支援の充実のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>	
	6～9 (略)	6～9 (略)	
93	<u>(新設)</u>	10 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 <u>なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。</u>	
	10 (略)	11 (略)	
	11 (略)	12 (略)	
	12 (略)	13 (略)	

むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
93	<u>13</u> (略)	<u>14</u> (略)	道地域防災計画との整合(国の自主点検レポートを踏まえた修正、受入れ先市町村について道が調整することも可能とする旨追記)
	<u>14</u> (略)	<u>15</u> (略)	
94	<u>15</u> (略)	<u>16</u> (略)	
	<u>16</u> (略)	<u>17</u> (略)	
	<u>17</u> (略)	<u>18</u> (略)	
	第 11 広域避難	第 11 広域避難	
	1 ～ 4 (略)	1 ～ 4 (略)	
	5 関係機関の連携	5 関係機関の連携	
	<u>① 町、道、運送事業者等は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u>	<u>町、道、運送事業者等は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u>	
		<u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u>	
		<u>(1) 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u>	
		<u>(2) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル等を含む）の確保</u>	
		<u>(3) バスなど被災者の移送手段の確保</u>	
		<u>(4) 広域避難についての被災者の意向の把握</u>	
		<u>(5) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル等を含む）のマッチング</u>	
		<u>(6) 施設（ホテル等を含む）への移送</u>	
		<u>(7) 広域避難先での継続的な支援</u>	
94	第 12 広域一時滞在	第 12 広域一時滞在	
	1 道内における広域一時滞在	1 道内における広域一時滞在	
	(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)	
95	<u>(新設)</u>	<u>(7) 知事は、上記(1)に基づく町長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記(2)から(6)により協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。</u>	
	<u>(7)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)	
	2 ～ 3 (略)	2 ～ 3 (略)	
96	<u>(新設)</u>	<u>4 関係機関の連携</u>	
		<u>(1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞滞在を実施するよう努めるものとする。</u>	
		<u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u>	
		<u>① 広域一時滞滞在を行うべき場合やその対象者の整理</u>	
		<u>② 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u>	
		<u>③ バスなど被災者の移送手段の確保</u>	
		<u>④ 広域一時滞滞在についての被災者の意向の把握</u>	
		<u>⑤ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u>	
		<u>⑥ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u>	
		<u>⑦ 広域一時滞滞在先での継続的な支援</u>	
		<u>(2) 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞滞在等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</u>	
	<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)	

むかわ町地域防災計画（地震・津波防災計画編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年6月)	修 正 案 (令和7年6月)	備 考
99	第8節 津波災害応急対策計画 (略) 第1 (略) 第2 住民等の避難・安全の確保 (略) 1 町 町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう<u>勧告・指示</u>を行うとともに、<u>勧告</u>等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 また、津波来襲が切迫している場合、指定緊急避難場所に緊急避難するよう伝達する。 2 道 町が災害の発生により、避難の<u>勧告及び</u>指示を行うことができない場合、知事は、避難のための<u>勧告及び</u>指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。 また、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。そして、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。 3 (略)	第8節 津波災害応急対策計画 (略) 第1 (略) 第2 住民等の避難・安全の確保 (略) 1 町 町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう_____指示<u>等</u>を行うとともに、<u>指示</u>等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 また、津波来襲が切迫している場合、指定緊急避難場所に緊急避難するよう伝達する。 2 道 町が災害の発生により、避難の_____指示を行うことができない場合、知事は、避難のための_____指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。 また、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。そして、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。 3 (略)	道地域防災計画との整合(防災基本計画との整合のため修正)
102	第11節 <u>ヘリコプター等</u> 活用計画 地震・津波災害時における<u>消防防災ヘリコプター等</u>の活用については、本編第5章第8節「<u>ヘリコプター等</u> 活用計画」に定めるところによる。	第11節 <u>航空機及び無人航空機</u>活用計画 地震・津波災害時における<u>航空機及び無人航空機</u>の活用については、本編第5章第8節「<u>航空機及び無人航空機</u>活用計画」に定めるところによる。	道地域防災計画との整合(無人航空機の位置づけによる修正)